

石巻市建設工事総合評価一般競争入札試行実施要領

平成20年10月8日

告示第256号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、本市が発注する工事において、価格以外の要素を評価の対象に加え、価格その他の条件が本市にとって最も優れたものをもって入札に参加した者を落札者として決定する入札方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）、石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(対象工事等)

第2条 総合評価一般競争入札により請負契約を締結することができる工事は、工事担当課長が、価格と価格以外の技術力、施工能力等を総合的に評価することが適当と認める工事で、次の各号の種別のいずれかに該当するもののうち、市長が必要と認めた工事（以下「対象工事」という。）とする。

- (1) 特別簡易型 類似工事の施工実績、工事成績等、あらかじめ定める価格以外の評価項目（以下「評価項目」という。）及び価格以外の評価基準（以下「評価基準」という。）に基づく技術力及び入札価格を総合的に評価することが妥当であると認める工事をいう。
- (2) 簡易型 類似工事の施工実績、工事成績等、あらかじめ定める評価項目及び評価基準に加えて、品質管理方法等の簡易な施工計画の提出に基づく技術力及び入札価格を総合的に評価することが妥当であると認める工事をいう。
- (3) その他 市長が必要と認める工事をいう。

(落札者決定基準の設定)

第3条 市長は、対象工事の落札者決定基準を定めようとするときは、落札者決定基準を定める際の留意すべき事項に関し、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により意見を聴くときは、当該学識経験者に対し、当該落札者を決定しようとするときには、改めて意見を聴く必要があるかどうかについての意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による意見聴取の結果を、石巻市競争入札審査委員会設置要綱（平成17年石巻市訓令第91号）第1条に規定する石巻市競争入札審査委員会（以下「委員会」という。）の審議に付し、対象工事の落札者決定基準を定めるものとする。
- 4 落札者決定基準は、対象工事の評価項目及び評価基準の設定、評価の方法並びに落札者の決定方法を定めるものとする。

(評価点)

第4条 総合評価一般競争入札における評価の点数（以下「評価点」という。）は、次の各号に掲げる評価点とし、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価点 価格評価点に価格以外の評価点を加えた評価点をいう。
- (2) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
- (3) 価格以外の評価点 入札参加者の技術力、施工能力等から算定した評価点をいう。
（評価項目及び評価基準の設定）

第5条 市長は、対象工事に係る性能、機能、技術等に関し当該対象工事の目的及び内容に応じて、入札実施の際に評価の対象とする評価項目及び評価基準を設定するものとする。

- 2 市長は、評価項目の設定に当たっては、特定の要素のみが評価対象とならないよう公平性の確保に配慮するものとする。
（評価点の設定）

第6条 市長は、予定価格に対する入札価格の割合に応じて配分した点数を価格評価点として設定するものとする。

- 2 市長は、工事の内容及び難易度に応じて、前条の規定により設定した評価項目ごとに配分した点数を価格以外の評価点として設定するものとする。
（評価方法）

第7条 市長は、前条の規定により設定した価格評価点及び価格以外の評価点に基づき総合評価を行うものとする。

（評価の手順）

第8条 市長は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者のうち、公告で定めた技術等に関する調書（以下「総合評価技術資料調書」という。）を、提出期限までに提出した者について総合評価を行うものとする。ただし、総合評価技術資料調書に記載がないものは除く。

- (1) 公告で定めた入札参加資格（登録業種、登録等級、事業所の所在地に限る。）について、石巻市契約規則第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿に登録されている者
- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者

- 2 価格以外の評価点は、入札参加者から提出された総合評価技術資料調書に基づき算出するものとする。
- 3 市長は、第1項で総合評価の対象とならなかった者に対し、速やかに不適合の旨を通知するものとする。
（落札者の決定方法）

第9条 落札候補者は、総合評価を行った結果、総合評価点が最も高い者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で総合評価点が最も高い入札参加者の入札価格が石巻市低入札価格調査要綱（平成30年石巻市告示第325号）第3条に規定する調査基準価格未満であったときは、同要綱の規定による低入札価格調査の結果により、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち総合評価点が最も高い者を落札

候補者とすることができる。

- 3 調査対象者が前項の低入札価格調査に応じないとき、又は入札執行者が求める資料が期日までに提出されないときは、入札執行者は、当該調査対象者が契約締結の意思がないものとみなし、当該調査対象者がした入札を無効とし、当該入札者を失格とする。
- 4 第1項の総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格の同じ者（以下「同点者」という。）が2者以上あるときは、そのすべての者を落札候補者とする。
- 5 第1項、第2項及び前項の落札候補者について、入札執行者及び工事担当課長は、それぞれの所管の入札参加資格の確認を行うものとし、工事担当課長にあっては、総合評価技術資料調書及び総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料（以下これらを「総合評価技術資料調書等」という。）の確認も行うものとする。
- 6 市長は、前項の確認の結果、落札者として適格と認める場合は、落札者とみなす。ただし、同点者が2者以上あるときは、くじを引かせて落札者とみなす者を決定する。
- 7 市長は、第5項の確認の結果、落札候補者を落札者として不適格とした場合は、当該落札候補者に対して、速やかに不適格の旨を通知するものとする。
- 8 落札候補者すべてが不適格となった場合は、入札執行者及び工事担当課長は、適格者が確認できるまで、前項の落札候補者を除き総合評価点が最も高い者から順に第5項の確認を行うものとする。
- 9 市長は、第3条第2項の意見聴取の結果、学識経験者から改めて意見を聴く必要があると意見があった場合は、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 10 市長は、前項の規定による意見聴取の結果を委員会の審議に付し、委員会の審議の結果を踏まえ、落札者を決定するものとする。ただし、前項以外の場合においては、第6項の規定により落札者とみなした者を委員会の審議に付し、委員会の審議の結果を踏まえ、落札者を決定するものとする。

（入札参加者への周知）

第10条 市長は、公告において別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項について周知するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価一般競争入札で行われること。
- (2) 入札参加者の価格以外の評価を行うため、総合評価技術資料調書を提出すること。
- (3) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者は、総合評価技術資料調書の記載内容を証する資料を提出すること。ただし、対象工事の落札者決定基準に別に定めがある場合又は市長が別に指定した場合は、この限りでない。
- (4) 価格以外の評価点に関する評価項目及びその配点
- (5) 落札者の決定基準及び決定方法
- (6) 総合評価技術資料調書等の内容に対し確認の必要があると認める場合は、配置予定技術者に対しヒアリングを実施すること。
- (7) その他必要と認める事項

(入札時に必要な書類)

第11条 入札参加者は、公告で示した工事費内訳書、委任状(代理で参加の者に限る。)、入札参加資格審査書類及び第10条第3号の資料を入札時に持参し、入札執行者の求めに応じ提出するものとする。

2 前項の規定による第10条第3号の資料を提出しない入札及び同資料に記載がない入札は無効とする。

3 総合評価技術資料調書等の訂正、差換え及び再提出は認めないものとする。

(総合評価技術資料調書等の取扱方法)

第12条 入札参加者から提出された総合評価技術資料調書等は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 入札参加者の資格審査及び評価以外には使用しない。ただし、当該総合評価技術資料調書等を提出した者から承諾を得た場合を除く。

(2) 原則として返却しない。

(書類の提出費用)

第13条 入札参加者が総合評価技術資料調書等の提出に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(価格以外の評価内容の履行の確保)

第14条 石巻市請負工事監督規程(平成17年石巻市告示第181号)第2条に規定する監督員等及び石巻市工事検査規程(平成17年石巻市告示第183号)第4条に規定する検査員(以下「監督職員等」という。)は、提出した総合評価技術資料調書等の内容が履行できなかった場合、石巻市工事成績調書作成要領(平成17年石巻市告示第185号)に基づき、工事成績評定において減点するものとし、工事の適正な履行の確保及び履行の評価を行うものとする。

2 監督職員等は、工事の監督及び検査に当たって、提出された総合評価技術資料調書等の内容の履行状況を確認するものとする。

3 自然災害等の不可抗力による場合を除き、総合評価技術資料調書等の施工計画によることが困難で工事請負額が増額する場合であっても、設計変更等は原則行わないものとする。

(低入札価格工事の点検等)

第15条 工事が調査基準価格未満の価格で落札されたときは、工事の適正な履行を確保するため、監督職員等が施工中及び工事完了時に必要な調査を行うことがある。この場合において、落札者は、次のとおり調査に協力しなければならない。

(1) 落札者は、施工中、施工実態と低入札価格調査時の提出資料及び事情聴取内容との整合性の確認のために、監督職員等が実施するヒアリング調査に応じること。

(2) 落札者は、市が契約後に配付する間接工事費等諸経費動向調査票を作成し、工事完了時に監督職員等に提出すること。

(3) 落札者は、前号の間接工事費等諸経費動向調査表の内容について、監督職員等のヒアリング調査に応じること。

2 落札者は、前項の工事を下請負人に請け負わせたときは、当該下請負人も前項の調査に協力させるものとする。

(秘密の保持)

第16条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

2 学識経験者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(入札結果の公表)

第17条 市長は、総合評価一般競争入札により落札決定した場合には、石巻市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則（平成17年石巻市規則第201号）に基づき公表するものとする。

2 市長は、入札調書には次に掲げる事項を記載し、公表するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札を行った理由
- (2) 価格評価点、価格以外の評価点及び総合評価点
- (3) 落札者とした理由

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成20年10月8日告示第256号）

この告示は、平成20年10月8日から施行する。

附 則（平成30年10月12日告示326号）

この告示は、平成30年10月15日から施行する。